

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京田辺市大住浜5-1-2	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) パナソニック エレクトロニクスデバイス日東株式会社 代表取締役

74

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	セラミック部品及びオプトエレクトロニクス部品の製造、販売
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))
計画期間	平成18年4月～平成20年3月
基本方針	クリーンファクトリー(ゼロエミッション)の推進 ・省エネルギー、廃棄物削減、化学物質削減活動の推進。 ・3R(省資源、リサイクル、再利用化)の見直しと推進。
推進体制	環境保護推進委員会に省エネルギー部会を設置し、省エネルギーに係る共通課題の抽出と検討を行い省エネルギー活動を推進する。

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容
	18～19	製造部門	設備稼働率を向上し、電気使用量を削減する。(18～19)1%削減
18～19	製造部門	製品歩留まり向上により電気使用量を削減する。(18～19)3.4%削減	
18～19	製造部門	製造工程改善(焼成工程レス)により電気使用量を削減する。(18～19)0.1%削減	
19	製造部門	夏季休暇期間成形機停止により電気使用量を削減する。(19)1%削減	
18～19	工場全体	エアコンの温度管理による都市ガスの使用量を削減する。(18～19)13.4%削減	

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)	報告年度(実績)	削減率(実績)
		(17)年度 (二酸化炭素換算(t))	(19)年度 (二酸化炭素換算(t))	(%)	(19)年度 (二酸化炭素換算(t))	(%)
	A 事業所等排出区分	4,266.0 t	4,183.0 t	-2.0 %	4,217.3 t	-1.1 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%
	C その他排出区分	5.0 t	5.0 t	0.0 %	0 t	-100.0 %
	排出合計	*1 4,271.0 t	*2 4,188.0 t	-1.9 %	*4 4,217.3 t	-1.3 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)			報告年度(実績)		
		取組量等		(二酸化炭素換算(t))	取組量等		(二酸化炭素換算(t))
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	(整備面積) ha	(吸収量) t		
	府内産の木材の利用	(利用量) m³	(削減量) t	(利用量) m³	(削減量) t		
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(充電量) kWh	(削減量) t	(充電量) kWh	(削減量) t		
	グリーン電力の購入	(熱供給量) GJ	(削減量) t	(熱供給量) GJ	(削減量) t		
	削減量等合計	(購入量) kWh	(削減量) t	(購入量) kWh	(削減量) t	*5 t	

差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)	報告年度(実績)	削減率(実績)
		*1 4,271.0 t	(*2)-(*3) 4188.0 t	-1.9 %	(*4)-(*5) 4,217.3 t

特記事項 上記の設備稼働率の向上や製品歩留まり向上などによる電気使用量の削減やエアコンの温度管理による都市ガスの使用量の削減などに取り組み、CO2排出量は1.3%(平成17年度比)削減することができたが、計画の1.9%には届かなかった。要因としては、設備稼働率及び製品歩留まり向上について当初計画の95%にとどまったため。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー単原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。